参考資料

・みえ森と緑の県民税条例の施行状況検討に係るスケジュール・・・・・	1
・みえ森と緑の県民税条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
・みえ森と緑の県民税基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
・みえ森と緑の県民税評価委員会条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
・(第2期)制度最終案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
・(第2期)市町交付金事業の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・	16
・令和4年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会議事録・・・・・・・	18

令和3年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会資料

中間案作成 市長会·|町村会、主要首長 県議会常任委員会 素案説明 Щ \mathfrak{C} 第4回評価委員会 次期制度の説明 **W** 4 回評価委員会 素案の検討 Щ \sim Щ しのスケジュ 紙 素案作成 Щ 12 **4**1 継続・見直しの 論点整理 第3回評価委員 Щ 期に向けた制度見直 11 知事から 県議会 最終案説明 Щ 10 第3回評価委員会 最終案の検討・答申 市町担当者 最終案説明 Щ 6 第2回評価委員会 意見聴収結果の提示 Щ ∞ ∞ 紙 第2回評価委員会 最終案の検討 最終案作成 Щ 団体、市町等からの 意見聴収 「みえ森と緑の県民税」 _ 市長余·町村会、首長 市町担当者、関係団体 県議会常任委員会 Щ 9 中間案説明 帰因 Щ 1回評価<u>券</u>員会 中間案の検討 2 Щ 4 虔 併 年 廀 <\F 뫂 <\F 保 2 4

みえ森と緑の県民税関連条例

(1) みえ森と緑の県民税条例

平成二十五年三月二十九日 三 重 県 条 例 第 十 号

(趣旨)

- 第一条 この条例は、県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保する上で、山地災害の防止、水源の涵(かん)養、地球温暖化の防止等森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の税源に充てるため、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下「県税条例」という。)に規定する県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。
- 2 この条例の規定に基づき県税条例第二十六条及び第三十二第一項に規定する県民税の均等 割の税率に加算する額の部分の名称は、みえ森と緑の県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条例に 定める額に千円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第三条 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十二条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十二条第三項の規定の適用について は、同項中「第一項」とあるのは「みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十 号)第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第二条の規定は、平成二十六年度以降の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十 五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。 (県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における個人の県民税の均等割の
- 税率の特例) 3 県税条例附則第十二条の六の二の規定の適用がある場合における第二条の規定の適用につ

いては、同条中「第二十六条」とあるのは「附則第十二条の六の二」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 4 第三条の規定は、平成二十六年四月一日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- (検討)
- 5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

(2) みえ森と緑の県民税基金条例

平成二十五年三月二十九日 三 重 県 条 例 第 九 号

(設置)

第一条 災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、みえ森と緑の県民税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)第二条及び第 三条の規定による加算額に係る収納額に相当する額及び前条に定める基金の設置の目的のた めに寄附された寄附金の額を一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるとこ ろにより積み立てる。

(管理)

- 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、 予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(積立ての特例)

- 2 第二条の規定にかかわらず、基金には、当分の間、三重県財政調整基金から繰り入れた額の一部に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができる。 (処分の特例)
- 3 基金は、前項の規定により積み立てられた額及び当該額の運用から生じる収益として第四条の規定によりこの基金に編入された額に相当する額を三重県財政調整基金に積み立てるための財源に充てる場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

(三重県財政調整基金条例の一部改正)

4 三重県財政調整基金条例(昭和三十九年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 基金には、当分の間、みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)附則第三項の規定により処分された額に相当する額を予算の定めるところにより積み立てることができるものとする。

(3) みえ森と緑の県民税評価委員会条例

平成二十六年七月十七日 三重県条例 第七十九号

(設置)

第一条 みえ森と緑の県民税基金条例(平成二十五年三重県条例第九号)第一条に規定するみ え森と緑の県民税基金を財源とする事業(次条第一号及び第二号において「基金事業」とい う。)の実施後の評価等について調査審議するため、知事の附属機関として、みえ森と緑の 県民税評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基金事業の実施後の評価に関する事項
 - 二 基金事業についての提言に関する事項
 - 三 みえ森と緑の県民税条例(平成二十五年三重県条例第十号)附則第五項に規定するおお むね五年ごとに行う同条例の施行の状況についての検討に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

- 第三条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 前項の場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

- 第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第五条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に 諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

みえ森と緑の県民税 (制度最終案) について

平成 30 年 8 月 24 日

1. はじめに

県では、「森林づくりに関する税検討委員会」からの答申をうけ、森林を取り巻く新たな行政課題に対応するために、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような新たな森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めるため、平成 26 年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。

「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に伴う5つの対策に沿った事業を、県と市町で役割分担のうえ実施し、毎年度「みえ森と緑の県民税評価委員会」において事業内容や成果について評価を行い、その結果を公表してきたところです。

平成30年度末をもって、税導入から5年が経過することから、これまでの取組状況について評価・ 検証を行い、見直しを行います。

2. みえ森と緑の県民税制度の継続

県と市町がそれぞれの役割に応じ、2つの基本方針に沿った対策を行ってきました。

基本方針 1「災害に強い森林づくり」においては、県が主体となって「土砂や流木を出さない森林づくり」、市町が主体となった「暮らしに身近な森林づくり」を実施しました。災害緩衝林整備は目標を概ね達成するとともに、平成 26~28 年度には 16,744m3 の危険木等の除去を行いました。これらの取組については、県民から一層の取組強化を求める声がある中で、崩壊土砂流出危険地区以外における災害緩衝林の整備や、未整備の人工林の面的な間伐等を進める必要があること、また高齢化や担い手不足により、地域の身近な森林整備が困難となっている課題があります。

基本方針2「県民全体で森林を支える社会づくり」においては、県と市町が「森を育む人づくり」、市町が主体となった「木の薫る空間づくり」「地域の身近な水や緑の環境づくり」を行ってきたところです。これらの取組が進展することにより、税導入以前に比べ、森林環境教育・木育の輪が広がるとともに、県内全域で木や自然に触れ合う機会が増加しました。一方、税の認知度が未だ低迷していることを考慮すると、県民税の主旨が十分浸透したとは言い難いことから、木を使うことが森林の整備につながるといった「緑の循環」や、森と海は繋がっているという大きな視点の理解を深める必要があり、取組を通じてより一層の県民の意識醸成を図っていく必要があります。

引き続きこれらの課題を解決していくため、「災害に強い森林づくり」と一体となった「県民全体で森林を支える社会づくり」を強力に進めていく必要があることから、制度の見直しを行い、継続することとします。

3.5つの対策ごとの実施状況

これまで、みえ森と緑の県民税制度案(平成 25 年 3 月)に基づき、2 つの基本方針に伴う 5 つの対策(土砂や流木を出さない森林づくり、暮らしに身近な森林づくり、森を育む人づくり、木の薫る空間づくり、地域の身近な水や緑の環境づくり)に取り組んできました。

みえ森と緑の県民税評価委員会による評価では、県、市町が行ってきたすべての事業において「妥当」の総合評価がなされており、全国でも例の少ない「市町交付金事業」の導入により、創意工夫のみられる新たな取組が実施されました。一方、これまでの取組や運用を通じて、課題も生まれています。

(1) 5 つの対策ごとの事業実績

基本方針	対策区分	県の 事業実績 (千円)	市町の 事業実績 (千円)	計(千円)	割合 (%)
1. 災害に強い森	1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2, 380, 162	47, 515	2, 427, 677	49
林づくり	2.暮らしに身近な森林づくり	_	627, 411	627, 411	13
2. 県民全体で森	3. 森を育む人づくり	114, 241	452, 418	566, 660	11
林を支える社	4. 木の薫る空間づくり	_	1, 153, 122	1, 153, 122	23
会づくり	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	_	208, 768	208, 768	4
計		2, 494, 404	2, 489, 235	4, 983, 639	100

※事業費については、平成26~30年度の実績および見込を合算。

(2) 5 つの対策ごとの取組状況と今後の課題 (実績値は平成 26~28 年度)

(対策1:土砂や流木を出さない森林づくり)

「取組状況]

県が中心となり、崩壊土砂流出危険地区を対象とし、流木や土砂流出による被害を低減するため、水が集中する谷地形や浸食されやすい土壌等を立地環境とする渓流沿いの森林において、「災害緩衝林」の整備を行うとともに、事業効果の検証を行いました。また、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設等に異常に堆積して流出する恐れのある、土砂や流木の除去を行いました。さらに、一部の市町においては、県事業でカバーできない箇所について、渓流沿いの危険木の除去事業を実施しました。

災害緩衝林整備事業は、18 市町で 131 箇所、合計 1,568,598 千円の事業を実施しました。また、 土砂・流木緊急除去事業では、9 市町で 22 箇所、合計 431,636 千円の事業を実施しました。市町に おいては、3 市町で 6 事業、合計 21,601 千円の事業を実施しました。

「課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・崩壊土砂流出危険地区以外にも対策が必要な箇所が多数存在していることから、事業対象の拡大が 必要である。
- ・災害緩衝林整備事業の目的は、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等を緩衝することであり、深層崩壊等で発生する流木の対策は困難であることを、県民に正確に情報提供する必要がある。
- ・山地災害から生命、財産を保護するためには、保全対象の上流部にある森林の面的な整備を進めることが求められており、事業計画や実行を行ううえでの土台となる森林の基礎情報を収集するとともに、県民税を活用した事業以外の対策と組み合わせた総合的な取組が必要である。
- ・災害発生時に緊急的に土砂や流木の除去を行う必要がある場合、事業を実施するための財源をあらかじめ確保しておく必要がある。
- ・森林が有する山地災害を予防する機能を、獣害によって低下させないための取組が必要である。

(対策2:暮らしに身近な森林づくり)

「取組状況]

市町が中心となり、地域の団体等が主体となって取り組む里山整備への支援や竹林の整備、安全な暮らしを確保するための人家裏や通学路に隣接した箇所における危険木の除去等を実施しました。また、地域特有の景観の保全や病害虫被害の拡大防止を目的に、被害を受けた木の伐倒駆除等を行いました。

水源かん養機能の向上等を目的に、重要な水源となる森林の公有林化や特定水源地域の森林の整備、 森林の針広混交林化を進める取組等を実施しました。

23 市町で 78 事業、合計 305.759 千円の事業を実施しました。

「課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・税を活用するうえで、事業の必要性を十分に吟味する必要がある。
- 発注時におけるより一層の透明性の確保が必要である。
- 特定水源地域や水源地域において、今後も水源かん養機能を維持する森林整備を進める必要がある。
- ・木材生産に適さない森林を更新するに当たっては、将来の管理コストも含めて検討する必要がある。

(対策3: 森を育む人づくり)

「取組状況]

県では、森林環境教育や木育を推進するため、「森を育む人づくり推進事業」として、森づくり推進員による学習のコーディネートや、教育活動に携わる人材育成等を行う「みえ森づくりサポートセンター」の設置、学校教育で活用できる副読本の作成、新たな木製遊具の開発やそれに触れ合う機会を設けました。

市町では、小中学校における森林環境教育を推進する事業の実施や木製の机・椅子の導入の促進、 地域住民を対象とした木工教室や森林への理解を深める講習会や講座等を開催しました。

森を育む人づくり推進事業は、県では「みえ森づくりサポートセンター」の運営を中心に、合計 84,097 千円の事業を実施しました。

市町においては、25 市町で89事業、合計197,045 千円の事業を実施しました。

[課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・森林環境教育・木育の指導者に加え、森林・林業全般を担う人材の育成を進める必要がある。
- ・取組を継続するとともに、地域の特性や学校の実情に応じ、森林環境教育・木育を県内全域で進める必要がある。
- ・学校関係者へ取組の一層の周知を図る必要がある。

(対策4:木の薫る空間づくり)

[取組状況]

市町が中心となり、県産材を活用し、小学校や公民館等、暮らしに身近な公共施設の木造化を行いました。また、庁舎や鉄道車両等、住民に接する機会の多い施設等の木質化を行いました。加えて、木に触れる機会を増大することを目的とし、公共施設等への木製備品の導入を行いました。

林地残材を木質バイオマスとしての活用を推進するため、木材搬出への支援を行いました。

19 市町で 69 事業、合計 394,780 千円の事業を実施しました。

「課題]

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・木造住宅建築への支援については、税の趣旨を十分に理解して実施する必要がある。
- ・木材利用は森林の保全につながることを、県民に対して更に周知する必要がある。
- ・多様な主体と連携し、木材利用の効果や価値、意味を広く県民に周知していく必要がある。

(対策5:地域の身近な水や緑の環境づくり)

「取組状況]

市町が中心となり、森林や自然と触れ合う住民の機会を増やすため、散策路や付帯施設の整備を行いました。また、学校や保育所、子育て支援施設の緑化を行いました。

地域での緑豊かな環境を整備するため、地域の団体等に助成を行いました。

11 市町で23 事業、合計61,755 千円の事業を実施しました。

「課題〕

事業を進めるうえで、以下のような課題があることがわかりました。

- ・生物多様性の保全を含めた、地域での森林の環境保全活動を進める必要がある。
- ・事業の実施に当たっては、税の趣旨に合致する内容かどうか十分に吟味する必要がある。
- ・多くの県民が森林に親しみ、触れることのできる機会を充実させる必要がある。
- ・都市部などにおいて、より住民の暮らしに身近な場所で木や緑に親しむ機会を増加させる必要がある。

(3) 制度運営等全般にかかること

県では、制度を円滑に運営するための事務や基金運用を行いました。また、税の目的や意義、成果を発信することを目的に、成果報告会の開催と成果報告書の作成、ホームページや Facebook 「みんなで支える森林づくり・三重」等、各種媒体を活用した広報活動を行いました。

また、みえ森と緑の県民税評価委員会では委員による事業の評価を行い、その結果を公表しました。

以下のような課題があることがわかりました。

- ・県民に対し、税の目的や成果を十分に広報する必要がある。
- ・評価委員会委員に「災害に強い森林づくり」を専門とする有識者を登用する必要がある。
- ・国が導入を予定している「森林環境譲与税(仮称)」とみえ森と緑の県民税の関係を整理する必要がある。

4. 国が創設する「森林環境譲与税(仮称)」との関係

平成 31 年度の導入が予定されている「森林環境譲与税(仮称)」は、「新たな森林管理システム」に基づく、市町が実施する条件不利地の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充当されることとなります。一方、みえ森と緑の県民税の導入以降、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めてきましたが、森林を取り巻く課題は未だ多くあるのが現状です。そのため、森林環境譲与税(仮称)と一体で活用することにより、対策が一層進むことが期待されます。

後述の県と市町の役割分担を踏まえ、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税(仮称)それぞれの目的・使途を明確にするためのガイドラインを作成することにより、双方を有効に活用することとします。

5. 平成31~35年度の制度に関する基本的な考え方

制度を設計するにあたり、これまでの制度のうち、検討が必要となる項目を抽出することを目的に、 市町、関係団体からの意見聴取、県民参加のワークショップ(みえ森づくりワークショップ)の開催、 アンケート調査を行いました。この結果を基に、以下のとおり基本的な考え方を定めます。

(1) 税率・課税方法等

- ・市町や関係団体、県民参加のワークショップから、今後も継続して「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づいた課題に対応していく必要があると、9割以上の意見があったことから、2つの基本方針は継続して実施することとします。
- ・対策を進めていくために必要となる経費を確保すること、また県民税における個人分と法人分の 税収割合の維持、県民の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮して、税率は変更し ないこととします。
- ・納税しやすい仕組みであり、徴税コストを抑えることのできる「県民税均等割の超過課税方式」を継続して採用することとします。
- ・一般財源と区分し、森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があることから、県による基金を継続して設置することとします。
- ・第三者による評価の実施を求める意見を踏まえ、継続して「みえ森と緑の県民税評価委員会」を 設置し、事業評価を行うこととします。

(2)「三重の森林づくり基本計画」との関係

県では、森林を県民の共有財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17 年に「三重の森林づくり条例」を制定し、それに基づくマスタープランとして「三重の森林づくり基本計画」を策定しています。

具体的な計画にのっとり、みえ森と緑の県民税が目標達成にあたってどのように活用され、課題解決に貢献したかを明らかにすることが望ましいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を活用する事業の実施に当たっては、平成30年度に改定を行う予定である「三重の森林づくり基本計画」に位置付けることとします。

(3) 税を活用した事業を行ううえでの 3 原則

これまで以上に創意工夫のある事業構築を行いたいという意見を踏まえ、みえ森と緑の県民税を 活用した事業を実施するに当たっては、以下の3つの原則によることとします。

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入 以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

6. 「みえ森と緑の県民税」を活用した施策

これまでの取組を踏まえ、山崩れや洪水等災害発生のリスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策の継続が必要と考えます。 2 つの基本方針 (基本方針 1: 災害に強い森林づくり、基本方針 2: 県民全体で森林を支える社会づくり) と、これらに連なる5つの対策を実施します。

(1) 主な事業

①. 基本方針 1 災害に強い森林づくり

防災・減災の観点から早急に整備が求められる森林について、土砂災害防止機能等を高めるために必要な対策を講じ、災害に強い森林を実現します。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
1.土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共 施設、沿岸及び漁業等に被害が 及ばないように、洪水緩和や土 砂災害防止機能等の森林の働き を発揮させるために必要な対策 を進める。	 ① 土石流等の被害を軽減する森林の整備 渓流沿いの一定幅の森林を伐採・搬出して流木の発生を抑制するとと もに、残存木の大径化を促進し、樹木の抵抗力で耐えられる土石流等 を緩衝する。また、現地状況に応じて、伐採木を土砂止めとして有効 活用する。 ② 流域の防災機能強化を図る森林の整備 山腹崩壊の発生源となる斜面上部の 0 次谷等の凹地形周辺や、渓流 の上部で整備が遅れている森林等について、根系や下層植生の発達を 促す森林整備を実施する。 ③ 森林内の防災施設等に堆積した土砂や流木除去 治山ダム等の施設に堆積した土砂や流木を撤去し、施設の機能を回 復する。 ④ 土砂や流木による被害を出さない森林づくりの基礎情報整備 事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、森林の現状を的確に把握 し、優先的に森林整備を実施する地域等を判断するための航空レーザ 一測量や境界の明確化を実施する。 ⑤ 森林の機能を維持するための獣害対策 ニホンジカによる食害等により、森林の持つ土砂流出防止等の機能 が低下することを予防するため、獣害対策を実施する。 等、「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」に資する事業
2.暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、 県民の暮らしに関わりの深い森 林について必要な対策を進め る。	 ① 荒廃した里山や竹林の再生 放置された里山や拡大する竹林の整備を行う。 ② 集落周辺の森林の整備 人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等を行う。 ③ 水源林等の公有林化・整備 水源林として重要な森林や、防災・減災の観点から公的管理が望ましい森林について、公有林化や整備を実施する。 ④ 木質バイオマスの活用 里山などの整備で発生する林地残材を木質バイオマスとして活用する「木の駅プロジェクト」等を促進する。 ⑤ 海岸林の整備 防潮・防風・飛砂防止等、海岸林造成や維持管理を行う。 等、「暮らしに身近な森林づくり」に資する事業

②. 基本方針2 県民全体で森林を支える社会づくり

将来にわたり「災害に強い森林づくり」を引き継いでいくため、森林環境教育や木育に携わる 人材の育成や、学校等における取組の推進、県民の森林への理解を深めるための場の整備等、県民 全体で森林を支える社会づくりを進めます。

対策	対策の基本的な考え方	想定事業の例
3.森を育む人づくり	「災害に強い森林づくり」を将来に引き継ぎ、また森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、森林環境教育や木育に携わる人材の育成や、教育活動を進める。	① 三重の森林づくりを担う人材の育成 「災害に強い森林づくり」「県民全体で森林を支える社会づくり」を 担う人材の育成を進める。 ② 森林環境教育推進体制づくり・森林づくり技術者の育成 「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じ、森林環境教育・木育指導者の養成や一定レベル以上の技術を修得させるための研修会の開催、学校教育、保育関係者等を対象とした研修を実施する。 ③ 学校等における森林環境教育・木育の実施 学校等において、実情に応じ、子どもたちが森林について学ぶための森林環境教育・木育や野外体験保育等の活動を実施する。 等、「森を育む人づくり」に資する事業
4.森と人をつなぐ学びの場づくり	未就学児や児童、生徒をはじめ、様々な県民に森林や木材について学び・ふれあう場を提供し、森と県民との関係を深める対策を進める。	 ① 森林環境教育・木育が行える場の整備 子どもたちの森林環境教育・木育や野外体験保育に活用できる場の整備やリニューアルを図る。 ② 多様な主体が森林とふれあう場の創出 都市住民と山村地域との交流等、多様な主体が連携しながら森林とふれあい、体感できる学びの場づくりを促進する。 等、「森と人をつなぐ学びの場づくり」に資する事業
5.地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づく りを進めるため、森・川・海の つながりを意識した森林や緑、 水辺環境を守り、生物多様性を 保全する活動への支援や、森林 や緑と親しむための環境整備 等、身近な緑や水辺の環境と県 民との関係を深める対策を進め る。	① 森林の総合利用のための整備 森林浴等癒しや健康増進のために森林を活用できるよう、遊歩道・ベンチの設置等の環境整備を行う。 ② 生物多様性の保全 森林の多面的機能の一つである、生物多様性の保全に資するため、自然環境・生物多様性に係る情報の収集、調査やデータベースの整備を行う。また、活動団体等への支援を行う。 ③ 住民等による海岸漂着流木等の回収活動に対する支援 住民等の団体による海岸漂着流木等の回収活動を進める。 等、「地域の身近な水や緑の環境づくり」に資する事業

(2) 必要となる経費

平成31~35年度で想定される経費は以下を見込んでいます。

基本方針	対策	5年間で想定 される事業費 (億円)	割合 (%)
1. 災害に強い森	1. 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	31. 4	61
林づくり	2. 暮らしに身近な森林づくり	8. 4	16
かりくり	小 計	39. 8	77
 2. 県民全体で森	3. 森を育む人づくり	4. 2	8
2. 宗氏宝体で林 林を支える社	4. 森と人をつなぐ学びの場づくり	2. 9	6
会づくり	5. 地域の身近な水や緑の環境づくり	4. 4	9
云うくり	小 計	11.5	23
共通経費(事業構築支援、災害対応用基金の積立、評価委員会の運営等)		2. 7	
合 計		54. 0	

<5年間の事業展開の考え方>

今後も、災害に強い森林づくりをより広い範囲で実現する必要があることから、基本方針 1「災害に強い森林づくり」の施策を重点的に実施します。また、災害に強い森林を将来にわたって引き継ぐうえで、それらを支える社会づくりも重要であることから、基本方針 2「県民全体で森林を支える社会づくり」の施策も充実させることとします。

また、県、市町がそれぞれの役割に応じ、毎年度、概ね均等に事業を実施するものとします。

(3) 地域の実情に応じて実施する対策への支援

①. 市町交付金制度

これまで、市町交付金を活用した創意工夫を凝らした様々な事業が実施され、この制度は「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるうえで大きく貢献しました。市町は、森林行政の第一線にあって、森林所有者や事業者、森林づくりに取り組む団体等と主体的に接点を持ちながらパートナシップを築き、地域の森林づくりのリード役として、さらなる取組の拡充が求められています。このような状況を考慮し、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を引き続き実施します。

②. 県と市町の役割分担

事業を効果的に展開するために、県と市町が役割分担した中で効率的に事業実施することとします。事業における県と市町の役割分担は次のとおり考えます。

県	基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。
市町	地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。

③. 市町交付金配分の考え方

交付金額は、上記の役割分担を踏まえ、県と市町の配分を概ね5:5とします。

市町毎の配分は、森林面積や人口などを算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」を新たに設けます。また、森林面積の寡少な一部の市町においては、上記の連携枠が活用困難であるものの、これらの市町においても、森林環境教育や木育を通じて、基本方針①「災害に強い森林づくり」の理念を周知する必要があること、また、基本方針②「県民全体で森林を支える社会づくり」に基づく対策の推進が求められることから、「加算枠」を設けることとします。

基本枠	均等配分(各市町へ均等に一定額を配分)、人口配分(市町の人口割合に応じて配分)、 森林面積配分(市町の森林面積割合に応じて配分)の3つの配分方法を組み合わせて配 分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少(100ha 未満または森林率が 10%未満)の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

7. 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

森林の恩恵は全ての県民が受けていることから、地域社会全体で森林づくりを支える新しい仕組みをつくる必要があり、費用について県民の皆様に幅広く負担していただくとの「みえ森と緑の県民税」の趣旨と、県民税均等割の「地域社会の費用について個人も法人も構成員として幅広く負担を求める」という性格が合致することから、現行の県民税均等割に上乗せして課税する「県民税均等割の超過課税方式」を、継続して採用します。

この方式は、森林づくりのための税を導入している多くの先行県において採用されており、既存の 税制度を活用することから納税しやすい仕組みであり、徴税にかかるコストも新たな税の創設より抑 えられています。

課税方式	県民税均等割の超過課税
納税義務者	【個人】 <納税義務者数約90万人> 1月1日現在で、県内に住所、家屋敷または事務所等を有している方ただし、次の①、②、③のいずれかに該当する方には課税されません。 ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方② 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方③ 前年の合計所得金額が、市町の条例で定める金額以下の方 【法人】 <約3万5千法人> 県内に事務所、事業所等を有している法人
税率(年額)	【個人】1,000円

	【法人】現行の均等割額の 10%相当額(2,000~80,000	 四)	
	(現行の均等割額は、下表のとおり資本金等の額に応じて決まる。)		
	区分	税率	
	(資本金等の額の区分)	(年額)	
	1千万円以下	2,000 円	
	1 千万円超 ~ 1 億円以下	5,000 円	
	1 億円超 ~ 10 億円以下	13,000 円	
	10 億円超 ~ 50 億円以下	54,000 円	
	50 億円超	80,000 円	
	【税率設定の考え方】		
	必要となる経費を確保すること、県民税における個人分の皆さんの過重な負担にならないこと等を総合的に考慮		
税収規模	ションルシル・スメニア・スク・ストーン インドルコール・インド	J CHARLO & O/Co	
	平年度		
	個人 9億0千万円		
	法人 1億8千万円		
	計 10億8千万円		
徴収方法	雇用主	•	
導入時期	平成26年4月1日より導入		
税収の使途	森林づくりに関連する事業に活用する。 ※詳細は、前述のとおり		
使途の明確化	「みえ森と緑の県民税基金」を創設し、使途を明確化する ※詳細は、後述のとおり	3 .	
評価制度	「みえ森と緑の県民税評価委員会」を設置し、事業につ もに、事業結果についての評価検証を行う。 ※詳細は、後述のとおり	ハての意見や提案をいただくとと	
見直し期間	施行後おおむね5年ごと、または必要に応じ見直しを行	う。	
	※詳細は、後述のとおり		

8. 使途の明確化 (基金の創設)

「県民税均等割の超過課税方式」の場合、普通税であることから一般財源として扱うこととなりま

す。新たな森林づくりの施策に対して新たな税負担を求めるものであり、超過課税相当分が森林づくりのために使われることを県民の皆様に対して明らかにする必要があります。

このため、「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存 財源と区分して使途を明確化するとともに、事業の結果についても公表することとします。

9. 制度や使途の周知

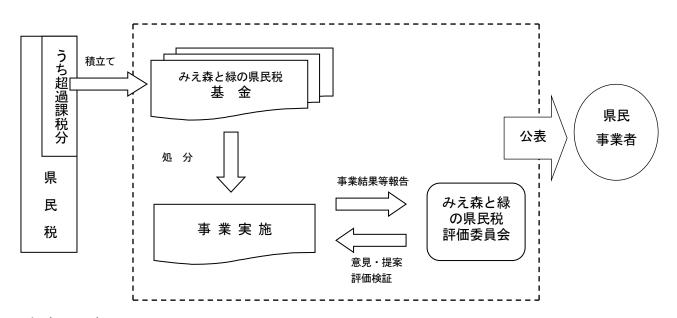
制度を今後も継続していくうえで、県民の皆様や森林所有者等に対して、みえ森と緑の県民税がどのように活用されたのか、その結果どのように改善されたのか、事業成果や事業効果をお知らせする必要があります。また、これらの周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深めていく必要があります。

県や市町だけでなく、税を活用している団体等も含め、様々な手法を活用した周知活動にこれまで 以上に取り組んでいくこととします。また、今後導入が予定されている「森林環境譲与税(仮称)」 とみえ森と緑の県民税を一体で活用したことによる相乗効果やその成果について、県民の皆様にお 知らせすることとします。

10. 評価制度

第三者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価 検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行います。これらの結果は、県民の皆様に対して公表し ます。

<基金造成と評価制度>



11. 制度の見直し

森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、おおむね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととします。

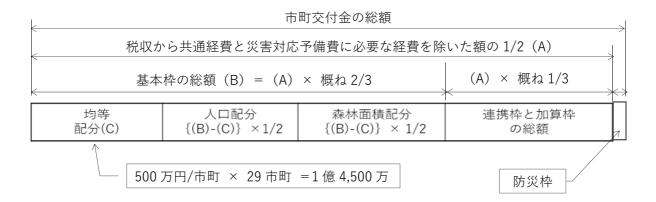
みえ森と緑の県民税市町交付金事業の概要

令和2年4月

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨(以下「趣旨」と言う。)に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開すること、また県と市町が連携して課題解決に取り組むことができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金(以下「市町交付金」と言う。)を交付するものです。

1. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から共通経費や災害対策予備費を除いた残りの概ね半分※の「基本枠」「加算枠」及び「連携枠」と、災害対策予備費の一部の「防災枠」を市町交付金の総額とします。 (※5年間の総額で、県:市町を概ね5:5とする。)



2. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本枠」と、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分する「連携枠」、森林面積が寡少(100ha 未満または森林率が 10%未満)な市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分する「加算枠」があります。

基本枠の総額と連携枠と加算枠を合算した額の割合は、概ね2:1の割合とします。

また、令和2年度より、台風等による倒木からライフラインを保全し、県民の安全・安心な生活を守るため、「防災枠」を創設しました。

基本枠	均等配分(各市町へ均等に一定額を配分)、人口配分(市町の人口割合に応じて配分)、森林面積配分 (市町の森林面積割合に応じて配分)の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
連携枠	面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の 申請に応じて配分します。
加算枠	森林面積が寡少(100ha 未満または森林率が 10%未満)の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて配分します。
防災枠	防災面から県と市町が連携して取り組むライフラインを守る事前伐採に対し、市町からの要望に応じ て配分します。

1) 基本枠の配分

均等配分を1市町当たり500万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口:森林面積=1:1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

2) 連携枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

3) 加算枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を市町に通知します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、加算枠には5年間の申請上限額を設け、その額を1,000万円とします。

4) 防災枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度に県に希望する事業量を申請します。県は申請内容を審査し、配分額を決定します。

新年度(=事業実施年度)当初に県から当該市町に交付額を内示し、これを受け、市町がライフライン事業者及び県との三者協定に基づく協議会で承認された実施計画を基に、県に交付申請を行います。

3. 市町交付金の使い途

1) 事業実施の3原則

事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

事業実施の3原則

【原則1】 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。

【原則2】 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。

【原則3】 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。

2) 森林環境譲与税との関係

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税を活用した事業の相乗効果を期待し、双方を有効に活用するため、市町交付金と森林環境譲与税を同一事業に充当することはできません。

3) 市町における基金設置について

市町は、次の見直しまでの期間、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができます。

令和4年度第3回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日程: 令和4年11月7日(月)13時30分から16時30分まで

開催場所:アスト津 4階 会議室1

出席委員:7名

 石川
 知明
 委員長

 池山
 敦
 委員

 上田
 章善
 委員

 林
 拙郎
 委員

松井 寿人 委員

森下 ゆう子 委員

矢田 真佐美 委員

- 1 開会
- 2 あいさつ (農林水産部長 更屋)

3 議事

(司会)

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。

本日は、委員 10 名中、会場参加 5 名、ウエブ会議システムによる参加 2 名、合計 7 名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

(司会)

次に本日の委員会の流れについてご説明させていただきます。

(事務局)

それでは、本日の委員会の流れについて説明をさせていただきます。 (説明)

(司会)

それでは議事に入らせていただきますが、みえ森と緑の県民税評価委員会条

例第5条第1項の規定によりまして、当委員会には、委員長と副委員長を各1名置くことになっております。また、第2項の規定によりまして委員長及び副委員長は委員の互選により定めるということとなっております。

なお、本日ご欠席の委員からはご出席の委員に一任するというご意見をあらかじめいただいております。

この委員の選出につきまして、どのようにいたしましょうか。

(委員)

事務局案がございましたら、お願いしたいと思います。

(事務局)

石川委員に委員長、三田委員に副委員長をお願いしたいと考えていますが、 いかがでしょうか。

なお、本日欠席の三田委員につきましては、副委員長就任につきまして、内 諾をいただいてます。

(司会)

他に意見ございませんでしたら、委員長は石川委員、副委員長は三田委員にお願いすることで、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(司会)

それでは委員長に石川委員、副委員長に三田委員がご就任いただくということで、お願いしたいと思います。

この後の議事の進行につきましては、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第1項の規定によりまして、委員長に議長として進めていただきます。それでは石川委員長、議事の進行をお願いいたします。

(委員長)

本日は、ご多忙のところ、ご参加いただき、ありがとうございます。

議事に入りますが、円滑な議事進行にご協力をお願いします。

それでは早速ですけれども、議事の2つ目、みえ森と緑の県民税条例の施行の状況についての検討の審議に入らせていただきます。

まず、三重の森林づくりに関する県民意識調査の詳細結果について、説明を

お願いいたします。

(事務局)

(資料2を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

先ほどのアンケートの結果からいたしましても、これまで評価委員会で4つの項目について評価をしてきましたが、その中の情報発信度に対する取組のあり方が今後の課題になると改めて痛感いたしました。

(委員長)

ありがとうございます。

その他、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

(委員)

この 61 ページの(56) に、県民が森林・林業の必要性・重要性を認識している割合が低いんじゃないかという意見がありますが、県内の森林について、県所有と民間所有の割合はどの程度なのでしょうか。

(事務局)

三重県の森林面積約 37 万へクタールのうち、民有林が約 35 万へクタールで約 94%、残りが国有林になります。民有林のうち、私有林、個人が所有している森林が 20 万へクタール弱になっております。県行造林といいまして、土地を所有者から借りて、県が育てている森林が県内に 3 3 ヶ所、面積で 3,400 ヘクタールあります。

(委員長)

他に何かございましたらお願いいたします。

(委員)

アンケート調査の 20 ページを見まして、森林にあまり関わろうとは思わないというご意見が 46.2%あり、ちょっと高い印象を持ったんですけれども、この設問の中で、関わるという言葉がとても抽象的な表現なので、回答された方がど

ういうイメージを持たれて、関わろうと思わないと答えられたのかというのが、 ちょっとわかりにくいなと思いました。

この関わるという言葉を、もう少し具体的な表現があるとまた違う回答になったのではないかと思いました。

(事務局)

問9の森林との関わりについては、※印の注意書きにおいて、森林に関係する 仕事や活動、植樹活動や里山整備だけでなく、触れ合う機会も含めてと書いてお りますが、どうしても、そういった里山整備の活動や植林のイメージを強く感じ たのではないかと思います。

(委員長)

例えば、キャンピングなども含めてであれば、もっと高かったのではないかと は思いますけど。

(委員長)

地域別の集計というのは取られているのでしょうか。県の北部というのは都市部が多くて、南部が林業地域だと思うんですけど、そういう差があったのかどうかということはいかがでしょうか。

(事務局)

調査結果5ページをご覧いただきますと、市町別と、それから森林率で区分した地域別ということで、森林率40%と65%で線を引いて集計しております。これに伴うクロス集計をそれぞれの設問で行っています。

(委員長)

税の認知度が約20%で低いというご説明ですけど、こういう調査は以前にもされてきたかと思いますが、その変化というのはありますか。

(事務局)

これまで、e-モニター制度によるアンケート調査を実施しておりまして、概ね30%前後で推移しています。今回初めて県民意識調査ということで、無作為に抽出した5,000人に郵送によるアンケート調査を実施したところ、20%という結果となりました。県政に関心がある方が e-モニターに登録していることもあって、差が出たのかなと感じてます。

(委員長)

それでは次に、みえ森と緑の県民税の現行制度について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料3を基に説明。)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

税導入から5年が経過することからと書いてありますが、これは条例に明記されていますので、そこをしっかり説明した方が良いと思います。

(委員長)

第3期の制度案においては、例えば括弧書きで根拠法の情報などを記載して もらうと分かりやすいと思います。

(委員長)

11ページの9の第2段落のところ、いわゆる周知活動について、様々な手法を活用と書いてありますが、アンケート結果などを見ると課題が残されていると思いますので、第3期については、具体的な取組を記載いただくと分かりやすいかと思います。

(委員長)

それでは次に、みえ森と緑の県民税基金事業の第2期の取組状況について、ご 説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料4を基に説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

取組の状況と課題が書いてありましたが、この課題は第3期の5年間につい

ての話という理解でいいでしょうか。

(事務局)

その通りです。今回、課題として整理させていただいた部分についてご議論いただき、いただいたご意見等をふまえて、制度素案を作成していきたいと考えています。

(委員長)

これまでの事業評価における各委員の意見なども含めて、課題を挙げていただいてるところかと思いますので、第3期の検討に向けて考慮いただきたいと思います。

(委員長)

それでは次に、国の森林環境譲与税との関係について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料5を基に説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の棲み分けについて、森林環境譲与税は森林整備や人材育成など、林業に関わる人たちへの支援、一方、みえ森と緑の県民税は広く三重県民、また地域住民のための支援と認識しましたが、間違いないでしょうか。

(事務局)

大きな意味では、委員のおっしゃられるとおりだと思っております。森林環境譲与税は、森林の公益的機能を維持していくためには森林を適切に管理していく必要性があるということで、特に森林整備に重点をおいている。

県民税については、県民の皆さんに森林を支えていただくということに重点をおいて支援していると認識しています。

(委員)

15ページの対比表を参考にして、今後検討していく必要があると、評価委員の立場としては思っています。実際に市町が税を使って事業を実施するときに、1つの事業の中で、そのうち何割かは県民税を使い、何割かは森林環境譲与税を使うということは起こりうるのでしょうか。それとも、それを分けて別々の事業として実施しているのでしょうか。

この P 15 にあるような使い分けで、現場に課題はないのか検討する必要があると感じています。

また、実際に現場で使い分けたり、両税の使途について情報収集することなどについて、事務が大変多く発生しているのではないかと思います。

(事務局)

税を活用した事業の現状の考え方としましては、基本的に、1つの事業に両方の税を混ぜて使わないという整理にしております。

今回、市町や林業関係団体に意見聴取した中では、両税を一体的に活用できないかという意見もいただいていますし、一方で、現在の棲み分けで十分わかりやすく課題はないといった意見も多くいただいています。

この後の論点としてもあげておりますので、こうしたこともふまえてご議論 いただければと思います。

(委員長)

基本的には、森林環境譲与税は林業を主体に取り組み、県民税は2つの基本方針に基づいて取り組むという整理かと思います。この15ページの表を見てみると、線引きの難しいのが木材利用の促進のところだと思います。例えば、建物の内装木質化は譲与税になってますが、これは県民税は使えないということになるのでしょうか。

(事務局)

森林環境譲与税につきましては、木材を内装にも構造にも活用できます。

考え方としましては、県民税は、基本的に森林教育を目的とした施設や物品への木材利用という整理にしております。例えば、保育所や幼稚園、小学校における内装木質化や木製備品類は県民税を活用できます。

(委員長)

この対比表の整理によって両税の使途が決まってくるので、市町の方々にも しっかり伝わるようにしておく必要があると思います。 また、両税ともに内装木質化に活用できるのであれば、県民税を活用して内装の木質化を実施した場合に、どういった目的で県民税を活用したのかクリアに情報発信しないといけないと思います。

(事務局)

現在も、施設の木造化・木質化に県民税を活用する場合は、森林教育の場として活用することが必要と整理していますが、今後さらに明確にしていく必要があると感じています。

(委員長)

先ほどの県民意識調査のところで、県民税は必要ですよという方が8割以上おられたとありましたが、県民税や森林の機能とかの説明をされて、大事ですよという方が8割以上というのは分かります。しかしながら、国の方にも森林環境譲与税があるということがどれだけ伝わっているのか。何かそのあたりの情報も出しておかないといけないのかなとは感じます。

棲み分けの難しいところがあるとは思いますが、きちんと整理いただいた方がいいかなと感じます。

(委員)

県民税が多様な使途に活用されている中で、ひとりの県民として気になるのは、やはり一般県民が知らないということです。周知されてないというか、行政の中で、県から市町に対して使途の説明などはされているかと思いますが、広く住民の方に、こういう税の使い方ができるということが伝えられていないと思います。

行政の中だけで使われていくのではなく、自治会とか、いろんな民間団体に、 こういう税の使い方ができますよということが周知されて、その中で、創意工夫 されながら活用されることで、情報発信にもつながっていくと思います。

こうしたことも含めて、もう少しわかりやすい棲み分けや仕組ができるといいと思います。

(事務局)

委員のおっしゃられるとおり、行政の中ではわかっているけれども、一般の方はわからないということが多いと思います。いかに一般の方あるいは自治会なりに、税の活用について伝えていくのかが課題と認識しています。

各市町において、地域の実情に応じた取組を展開していますが、自治会の取組に支援するような方法をとっている市町も多数ありますので、こうした取組を

広げていくことが大切だと感じています。

アンケート調査にもあったように、森林とふれあうような取組をふやして、森林への関心が高まってくれば、税の使い方にも関心が向くかと思いますので、そうしたことも含めて検討していきたいと考えています。

(委員長)

両税の棲み分けについては、森林環境譲与税の方もいろいろ話題になったりしてますので、クリアにわかるように分けていただいて、情報発信していただければと思います。

(休憩)

(委員長)

定刻になりましたので、再開したいと思います。 次に論点整理についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

(資料6を基に、論点1と2について説明)

(事務局)

税の継続と2つの基本方針について、税はもうやめるべきだとか、2つの基本方針は変更すべきだ、そういうご意見があるかどうかということですけれどもいかがでしょう。

(委員)

令和6年度からは、森林環境税が導入されることになりますので、棲み分けをしっかりしておかないと、次回アンケートを実施した際に、森林環境税もあるので、みえ森と緑の県民税はもういいんじゃないのとなりかねませんので、その点十分に棲み分けができるような形で継続していただければと私は思っております。

(委員)

災害に強い森林づくりについて、どちらかというと、豪雨、流木など洪水災害 を意識されて書かれているかと思います。

今もう1つ言われてますのが、いわゆる南海トラフ地震関連ですね。南海トラフまで書く必要はないかもしれませんが、地震による森林被害に触れなくてい

いのかご検討いただければと思います。

(委員長)

今のご意見は、税の継続と基本方針はいいけれども、評価委員会の意見として、 地震災害についても考慮しておくべきではないかというご意見かと思います。 まだご検討いただくということでよろしいでしょうか。

(事務局)

これまでは地震被害というのを想定してないかと思いますので、検討させていただければと思います。

(委員長)

直接的にではなく、例えば、土砂ダムのようにせき止められてダム湖を形成することも想定されるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

そうしましたら、税は基本的に継続の方向で検討する。2つの基本方針も現行 どおりの方向で検討していくということでよろしいでしょうか。

そういうことで、ご検討をお願いいたします。

それでは次の論点について、説明をお願いいたします。

(事務局)

(論点3と4について説明)

(事務局)

本日欠席の委員から事前に意見の提出がございましたので、紹介させていただきます。

「論点4の税を活用した事業を行う上での3原則の課題というところで、市町から新たな取組だけでなく既存施設等の維持管理も重要であるとの意見もありとあります。

施設等を作った場合、それを長く使い続けるためには、日常の点検や管理が大切で、当然、維持管理費も必要です。木材を使った施設や設備などは二酸化炭素固定のためにも長く使い続けることに一つの意義があるので、維持管理のための費用にも県民税を使えるようにするべきだと思います。維持管理費がないために、修理されずに朽ちてしまってはせっかくの県民税を投入した施設がもったいないと思います。

したがって、この原則 2 において、県民税で作った施設及び県民税を使っていなくても、木製(木造)の長く使い続けたい施設、設備の補修等の事業も対象に

してはどうでしょうか。|

というご意見がございました。

ここで、維持管理費の充当について、現行のルールを簡単に補足説明させていただきます。

まず、既存施設の維持管理については市町交付金の対象とはならないと整理 しています。ただし、交付金を使って新たに施設を設置した場合については、設 置後の維持管理に交付金を充当することができます。

なお、その場合、維持管理費に充当できる交付金の額は、毎年度の交付金額の 概ね50%以内としています。

以上でございます。

(委員長)

論点3と論点4について説明をいただきました。

これは次回に向けて、事務局が制度素案を作成するにあたって、委員の皆様方からご意見等をいただくという形になるかと思いますが、いかがでしょうか。既存の施設の維持管理も含めてはどうかという意見がありましたけれども。

(委員)

論点3の課題のところで、獣害防護対策の支援だけでなく、再造林に対する支援が必要であるとの意見があるというところで、この再造林の意味は、鹿とかの獣害にあったところを再び造林するという意味でしょうか。

(事務局)

「主伐後に植える」という再造林に対する支援という意味になります。再造林 した後にさらに被害を受けた部分の補植というのは、次のステップと捉えてま す。

(委員)

論点3について、評価委員からの事前意見のところを受けてということでお話をさせてください。

森林教育の充実という言葉がありますが、今、学校の現場としましては、コロナの影響を受けて、子供たちの体験活動が大変少なくなってきています。その中でも、緑や森とふれあう活動というのは少なくなってきているのが現状でございます。

そうした中、昨年度、本校において箸づくり体験をさせていただいて、講師の 方にも非常に丁寧に指導いただき、保護者にも来ていただいて非常に好評でし た。

やはり、実際体験をするような事業を充実させていただくことで、その子たちが大人になっていく中で、税への理解も深まっていくであろうし、森林の重要性というのもわかっていくのかなと感じました。

(委員長)

既存施設の維持管理費や再造林についても、県民税以外の財源を活用している内容もあるかと思いますので、そこに県民税が入っていくということになると、当然、その意義、県民税の目指す目的との合致が必要で、そして、それをどう発信していくかということが基本になってくるかと思いますので、ご検討いただければと思います。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点5と6について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

論点5について、これまでも委員の皆さんが触れてますように、よく似た感じで国税と県税があるということで、棲み分けという部分は必要だということを 議論いただいていたところかと思います。

国税も県税もあることがわかったら、県民調査の結果はどうでしょうねというような発言もありましたが、私もそのように感じます。一方で、実は市町担当者は棲み分けにそんなに困っていないという部分もあるとのことです。

そうしますと、県民にどう伝え、どう見せていくのかという部分が非常に重要で、県税と国税がある中で、それが正しく使われているということを県民にどう伝えていくのかという広報の問題のところに戻ってくるのかなと感じました。

現在、CM や YouTube の広告などに取り組まれていますが、一つの案としまして、広く周知していくということも重要なんですけれども、近年、例えばキャンプブームなど、新たに自然の中に入っていく方もいるのではないかと思います。そうした新たに自然に興味を持たれた方とかに、少し重点をおいて、広報をかけていく、そういった視点も必要なのではないかと感じました。

大きく広くということと、上手くポイントを絞ってというような広報がある のかなと感じました。

(事務局)

どういったところに焦点を絞っていくかというヒントをいただき、ありがとうございます。幅広く広報していくのと併せて、今まで届いていなかった人、あるいは、今委員がおっしゃられた、自然への関心が広がりつつあるので、そういったところに向けた発信の仕方も検討していく必要があると思います。

(委員)

私自身もキャンプに行ったりしますが、キャンプ先で燃やす薪って結構嬉しいんです。現場で売っていただいたりしてるんですけど、例えば、そこに県民税が使われてますみたいなことが書いてあったりすれば、関心を持ってる方にタイミングよく伝わるのかなと思いました。

テレビをつけてるときに流れてきて、フーンそうなんかってなるよりも、効果が高いかなと感じました。

(委員長)

いろいろな方法をご検討いただければと思いますのでよろしくお願いします。 論点6については、事務局の考えとしては、全国植樹祭に向けた取組を制度案 に盛り込むということをお考えですけれども、第3期が令和6年度から10年 度までで、準備期間がかかってくるということで、盛り込みたいということです けれども、これはよろしいでしょうか。

せっかくの機会ですので、盛り込んでいくという方向でご検討お願いいたします。

それでは次の論点についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

(論点7について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

この配分の考え方で2点ありまして、まず、今日の会議の前半にもちょっとありましたが、防災枠が途中から入ってきたということで、制度案への盛り込みを検討していただくのが1つです。

それから、森林が少ない市町に対する加算枠の見直しをしていただいた方がいいんじゃないかなと思っています。

(委員長)

見直しの具体的な内容は?

(委員)

上限が5年間で 1,000 万円となっていますが、これはもっと下げていただいて、南部のもっと税を必要としているところに対する配分を上げるといいのではないかと思っています。

(委員長)

森林のより多いところに配分する方向がいいのではないかというご意見ですね。またご検討いただければと思います。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点8と9について説明)

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

10 ページの制度や使途の周知について、県のホームページやパネル展示などで紹介されておりますし、私も審査させていただく中で、例えば災害に強い森林づくりの土砂流木対策などを実施する際には、これは県民税を活用してますという看板を現場に立てるなど、周知していただいています。

例えば、実施している事業もありますが、事業を実施するにあたって、地域住民などに説明会を開催するなどして、県民税を活用していることを発信していけば、効果が高いのではないかと思います。

地道な活動かもしれませんが、例えば、その中に子供たちがいれば、森林とふれあう機会の確保にもつながり、さらに周知が広がるのかなと思いましたので、 提案させていただきたいと思います。

(委員長)

ご検討をよろしくお願いします。

他に何かございましたらお願いします。

(委員)

論点8について、これまでと同じ方法で税を集めるとして、この制度が3期目に入って10年経つわけですけれども、県民が減ってるのではないかと思います。税収の見込みはどれぐらい減るというのも算出されているのでしょうか。

第3期5年間の見通しというか、そのあたりはどうなのでしょうか。

(事務局)

どれぐらい減少する見込みかというのが、ちょっと今手元にございませんので、税収の担当の方とも調整しながら、改めてご提示させていただけたらと思います。

(委員長)

他に何かございますでしょうか。

それでは、次の論点について説明をお願いします。

(事務局)

(論点 10 と 11 について説明)

(事務局)

本日欠席の委員から論点 11 ついての意見を事前にいただきましたので読み上げます。

「10年で1つの区切りとして欲しいと8市町から意見が出ているのはやりにくいことが多々あるからだと思います。10年での見直しについて、もう一度市町、林業関係団体等に意見聴取をしてもいいのではないでしょうか。

その上で、10年で支障がないようなら、10年での区切りとしてはどうでしょうか。」

といったご意見でございます。

なお、制度を5年で見直すことについては、条例の方に根拠があるということ について付け加えさせていただきます。

以上でございます。

(委員長)

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(委員)

10年の見直しを言われてるのが8市町あるということですけど、菰野町ぐらいしか長期間にわたる事業を思い出せなくて、また、10年で1区切りとなると、私たち委員の任期が最長8年なので、任期内で終わらない事業をどう評価していくのかということにもなるかと思います。

各市町の現場の中で、実際に5年が妥当なのか、10年が妥当なのかについては、一度事務局の方で検討いただきたいと思います。

(委員長)

独自に税を導入している府県が多くあると思いますので、そこがどういうふうな制度運営されてるのか、大体5年で見直してたと思いますが、そのあたりも参考にして、資料として提示いただければと思います。

(委員)

この 5 年を 10 年にというのは、市町の交付金制度において基金への積立が結構あったと思いますが、それを 5 年から 10 年に伸ばすというようなことも含まれるのですかね。

そうしますと、10 年後に基金がたくさん貯まってどうするのという話にもなりかねないかと思いますので、十分検討していただく必要があると感じました。

(事務局)

市町にとってのメリット、あるいは、税制度として委員がおっしゃられたようなデメリットがあるかと思います。

大きなプロジェクト的な事業を計画するのが期を跨ぐ直前だったときに、次期の担保がないと困るというのが市町の意見かと思います。期ごとにいったん終了させるということで事業計画を立ててもらえば問題ないのではないかとも思いますので、市町の状況を確認しながら、検討したいと思います。

(委員長)

税を活用した事業の予算規模にも関わってくると思いますので、10 年スパン ぐらいの予算規模の事業を想定しているのか、そのあたりも含めて検討いただ けたらと思います。

先ほどありましたように、5年で見直すというのは条例で明文化されておりますので、それを10年に伸ばすだけの理由があるかどうかご検討いただければと思います。

その他よろしかったでしょうか。

これで論点 11 個についてご議論いただきましたが、この他に何か取り上げておくべきものがありましたら、お願いします。

(委員)

先ほどの論点で全国植樹祭がありましたけども、第3期の令和10年の時点で開催県が決定するということなので、第3期で予算化するとして、これは第3期に特化したものとしてどういう表記になるのか、1期や2期にはない予算ということで、県民にもそれを周知する必要があると思います。

そのあたりが次回の評価委員会で明示されればと思いましたのでよろしくお願いします。

(委員)

この全国植樹祭は基本的には毎年どこかの都道府県で開催されてるかと思います。そうしますと、国の森林環境譲与税を全国植樹祭に活用しているところがあるかもしれません。

そうした事例があった場合、三重県でも、県民税ではなく森林環境譲与税を活用した方がいいのではないかという意見も出てくるかと思いますので、そのあたりは十分注意していただければと思います。

(事務局)

県民税、森林環境譲与税の使い分けは各府県いろいろな考え方がありますので、各府県の状況も調査しながら、検討していきたいと思います。

(委員長)

全国植樹祭に合わせて、2つの基本方針のうち「県民全体で森林を支える社会づくり」をいかに進めていくのかということでの事業の立ち上げになると思いますので、他府県のやり方とかも見ていただいて、検討いただければと思います。

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。お忙しいところご参集 いただきましてありがとうございました。円滑に議事が進められましたことに お礼申し上げます。

それでは事務局の方にお返しをいたします。

(事務局)

事務連絡

(開会)